

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

【令和8年度版】

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

目次

| | | |
|----|----------------------|----|
| 1 | 策定趣旨 | 1 |
| 2 | 定義 | 2 |
| 3 | 対象範囲 | 2 |
| 4 | 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方 | 3 |
| 5 | 環境物品等の調達に関する基本的事項 | 3 |
| 6 | 特定調達品目 | 4 |
| 7 | その他 | 4 |
| 8 | 環境配慮契約 | 5 |
| 9 | 推進の方法 | 5 |
| 10 | 施行期日 | 6 |
| 参考 | 「彩の国リサイクル認定製品」一覧 | 7 |
| 別表 | 令和8年度特定調達品目及び判断の基準等 | 12 |
| A | 紙類（7品目） | 14 |
| B | 文具類（86品目） | 14 |
| C | オフィス家具等（12品目） | 16 |
| D | 画像機器等（10品目） | 16 |
| E | 電子計算機等（4品目） | 17 |
| F | オフィス機器等（5品目） | 17 |
| G | 携帯電話等（3品目） | 17 |
| H | 家電製品（6品目） | 18 |
| I | エアコンディショナー等（4品目） | 18 |
| J | 温水器等（4品目） | 18 |
| K | 照明（3品目） | 19 |
| L | 自動車等（8品目） | 19 |
| M | 消火器（1品目） | 19 |
| N | 制服・作業服等（4品目） | 20 |
| O | インテリア・寝装寝具（11品目） | 20 |
| P | 作業手袋（1品目） | 20 |
| Q | その他の繊維製品（7品目） | 20 |
| R | 設備（18品目） | 21 |
| S | 災害備蓄用品（16品目） | 22 |
| T | 公共工事（82品目） | 22 |
| U | 役務（21品目） | 26 |
| V | プラスチック製ごみ袋（1品目） | 28 |
| W | その他（1品目） | 28 |

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

平成14年3月18日策定
平成15年3月19日一部改定
平成16年3月29日一部改定
平成17年3月28日一部改定
平成18年3月 3日一部改定
平成19年3月29日一部改定
平成20年3月28日一部改定
平成21年3月27日一部改定
平成21年8月17日一部改定
平成22年3月19日一部改定
平成23年3月10日一部改定
平成24年3月26日一部改定
平成25年3月28日一部改定
平成26年3月20日一部改定
平成27年3月17日一部改定
平成28年3月22日一部改定
平成29年3月13日一部改定
平成30年3月23日一部改定
平成31年3月29日一部改定
令和 2年3月31日一部改定
令和 3年5月24日一部改定
令和 4年3月31日一部改定
令和 5年3月28日一部改定
令和 6年2月21日一部改定
令和 6年3月21日一部改定
令和 7年3月31日一部改定
令和 8年3月30日一部改定

1 策定趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因の多くが大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に深く根ざしており、この解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となっている。

本県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、物品等調達の際に配慮すべき事項や再生紙の利用に関するガイドラインを示すとともに、公用車の調達に当たっては、九都県市指定低公害車を優先的に選択することを定めるなど、率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきた。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が全面施行されたことを受けて、「埼玉県グリーン調達推進方針」を策定し、「埼玉県環境配慮方針」の取組をさらに推進してきた。

そして、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されたことを受け、より一層の取組が求められている中、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、環境配慮契約を推進するため、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」として策定する。

この方針は、埼玉県環境基本計画の詳細計画として位置付けるものである。

2 定義

(1) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

(2) 環境物品等

次のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

ア 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する「環境への負荷」をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

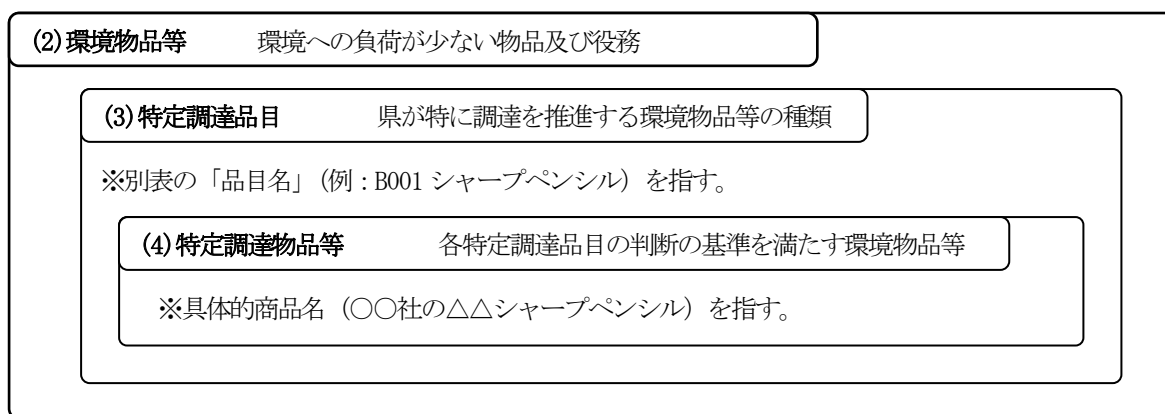
(3) 特定調達品目

県が特に調達を推進する環境物品等の種類をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当する。

(4) 特定調達物品等

特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に相当する。

※(2)(3)(4)の関係図



(5) 環境配慮契約

温室効果ガス等環境負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出削減に配慮した契約をいう。

3 対象範囲

(1) 対象となる機関

知事部局、企業局、下水道局、行政委員会等事務局、教育委員会、警察本部

(2) 対象となる物品・サービスの範囲

(1)の機関の行う物品及びサービスの調達（借上及び委託を含む。）

4 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、次の点に留意し、県が率先してグリーン購入に取り組むとともに、県民、事業者及び他自治体にも環境物品等の調達を積極的に呼びかけることにより、相互に協力してグリーン購入の推進を図る。

- (1) できるだけ広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮する。
- (2) 再使用品（リユース品）の積極的な利用を図るとともに、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるものとし、環境物品等の調達を理由に調達総量が増加しないように配慮する。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した環境物品等を調達するよう努める。
- (4) 調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、コスト並びに予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努める。
- (5) 公共工事の資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。
- (6) WTO政府調達協定（特に同協定における「技術仕様」の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 環境物品等の調達に関する基本的事項

環境物品等の調達に当たっては次の事項を考慮すること。なお、品質、機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

- (1) 環境汚染物質等の排出が抑制されていること。
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品・素材の再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- (3) 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- (4) 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (5) 紙製品においては、再生紙が使用されていること。また、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- (6) プラスチック製品においては、紙などの代替素材製品の調達を検討し、使用抑制に努めること。代替素材製品がない場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- (7) 木質製品及び資材においては、間伐材等の再生資源が使われていること。なお、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- (8) ポリエステル繊維を使用している製品においては、再生PET樹脂を使用していること。
- (9) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明においては、エネルギー消費が少ないこと。
- (10) 自動車においては、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき選択すること。
- (11) 公共工事において使用する資材等は、その用途に要求される品質等を考慮した上で一定の環境負荷低減効果が認められるものとする。また、契約図書において、そのような資材等を使用する旨を明記すること。
- (12) 事業者の選定にあつては、ISO14001、エコアクション21、エコステージ及び埼玉県エコアップ認証等を取得しているなど環境負荷の低減への取組を考慮すること。
- (13) 環境物品等の調達に当たっては、第三者機関や業界団体等が運用している「エコマーク」、「国際エネ

ルギースターロゴ)、「省エネルギーラベル」「植物油インキマーク」等の各種ラベルを活用するとともに。温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。

※ 各ラベルについては、別表の記載を参照のこと。

※ 各ラベルの基準とグリーン購入法に定める特定調達品目の判断の基準は必ずしもすべてが一致していないため、特定調達物品等以外の物品等にもラベルが表示されていることがある。また、ラベルの多くは事業者からの申請により付与されるため、特定調達物品等であってもラベルが表示されていないこともある。

※ 「統一省エネルギーラベル」の対象物品については、5つ星の物品の優先的な調達に努めることとする。

(14) 物品等の定量的環境情報について、経済産業省・環境省が策定したカーボンフットプリントガイドラインに整合し、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされた品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めること。

6 特定調達品目

特定調達品目の調達に当たっては、別表及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「国基本方針」という。)に準ずるものとする。

ただし、別表及び国基本方針に定める「判断の基準」等は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

7 その他

(1) 県産木材の使用について

紙製品及び木製品については、県産木材を使用した製品の調達を検討すること。

なお、県産木材であることを証明する「さいたま県産木材認証制度」があるので、参照のこと(同制度は、一般社団法人埼玉県木材協会と埼玉県森林組合連合会で組織する「さいたま県産木材認証センター」が運営)。



(2) 「彩の国リサイクル製品」について

特定調達物品等に「彩の国リサイクル製品」がある場合は、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めること。「彩の国リサイクル製品」については、参考に一覧を記載。併せて別表内「品目名」欄に「※彩の国リサイクル製品認定あり(○-○(認定番号))」と記載。

※彩の国リサイクル製品認定制度

本県が「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、安全で高品質な製品として認定する制度。

グリーン購入の推進、廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量(率)の削減と循環型社会の形成に資することを目的とする。

実施要綱第11条では、県の責務として「物品等の購入において目的を満足し得る認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。」と定めている。



彩の国リサイクル製品の認定要件概要

- ① 従来製品の代わりに使用できること
- ② 県内で安定的に販売されていること
- ③ 県内で発生する循環資源を原材料に使用していること
- ④ 生活環境保全措置が講じられた事業場で製造されていること
- ⑤ 各種法令が遵守されていること
- ⑥ 製品が安全性や品質などの認定基準を満たしていること

(3) 「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」について

特定調達物品等に「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」がある場合は、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めること。

※彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度

本県が「彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度実施要綱」に基づき、循環資源を原材料に使用しているサーキュラーエコノミー型製品（以下「CE型製品」という。）やサーキュラーエコノミー（以下「CE」という。）に関する取組を実施する企業等を登録する制度。

CE型製品やCEに対する消費者の理解促進を図り、消費者からCE型製品等が選ばれる気運の醸成を図ることを目的とする。



彩の国サーキュラーエコノミー型製品の登録要件概要

（以下、①～③の要件を全て満たすこと）

- ① 循環資源を原材料の一部又は全部に利用した製品であること
- ② 申請者が製造（委託生産等を含む）した製品であること
- ③ 県が指定する制度等（詳細はHP掲載の別表第一）による登録・認定等を受けている製品又は許可を取得した申請者が取り扱う製品

(URL)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/sainokuni_circular_economy.html

8 環境配慮契約

環境配慮契約は、県が行う電気の供給を受ける契約について、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の「2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項」に準じて行う。

なお、環境配慮契約は、入札に付する電気供給契約における入札参加に必要な資格等について、各機関がそれぞれの状況を踏まえ決定し、実施するものとする。

9 推進の方法

(1) 推進の体制

所属長が、各所属における本方針の取組を推進する。

(2) 調達目標

特定調達品目の調達に当たっては、原則としてすべて判断の基準を満たす特定調達物品等を調達することとする。

ただし、判断の基準を満たす物品等が存在しない場合及び判断の基準を満たす物品等であっても、品質、

性能等の問題で事業上支障が生じる場合は、この限りではない。

環境配慮契約は、入札に付する電気供給契約について実施するものとする。

(3) 調達状況の公表

県は、本方針に基づく物品等の調達状況等を定期的に把握し、県民に公表する。

10 施行期日

本方針は、令和8年4月1日以降に行う調達手続から適用する。

参考 「彩の国リサイクル認定製品」 一覧

令和8年3月現在

| 認定番号 | 品目 | 製品名 (会社名) | 写真 | 製品の概要 |
|------------------------------|----------------------------|---|--|--|
| 13-特1 | 道路用溶融スラグ (単体) | エコスラグ (オリックス資源循環株式会社) |  | 製造過程で磨砕、磁選をすることにより、天然砂と同等の性状、機能を有している。特に粒度、密度が安定しており、透水性、せん断強度特性に優れている。 |
| 13-特2 | 道路用溶融スラグ (単体) | 小江戸川越スラグ (川越市) |  | 比重が1.3~1.5程度で、外観は堅硬、球形のリサイクル資材。天然砂と同様の形状であり、代替品として使用できる。 |
| 14-1 | 再生材料を用いた コンクリート二次 製品 | Re 彩 COOL 保水 (太平洋プレコン工業株式会社) |  | 優れた保水機能を持ち、「ヒートアイランド現象」を緩和し、夏場に涼しい空間を提供する。エコマーク認定製品である。 |
| 15-1 15-2 15-3 15-4 | たい肥(食品循環資源を用いたもの) | めばえ、アドニス、 みのり、穂のか (株式会社アイル・ クリーンテック) |  | 原料に食品残さを80%使用し、彩の国資源循環工場内において、全国初の「パレット式自動管理システム」により生産された製品である。 |
| 16-1 | 再生材料を用いた セメント | ポルトランドセメント 及び高炉セメント (UBE 三菱セメント株式会社) |  | セメント製造用の原料の代替物として、火力発電所などから発生する石炭灰や下水汚泥等を利用し、廃タイヤ等をセメント焼成用の熱エネルギーの一部として活用している。 |
| 16-2 | 再生材料を用いた セメント | ポルトランドセメント 及び高炉セメント (太平洋セメント株式会社) |  | 高品質を維持しながら、火力発電所から排出される石炭灰や鉄工所から排出されるスラグ、一般家庭から排出される都市ごみ等を原材料として利用している。 |

| 認定番号 | 品目 | 製品名 (会社名) | 写真 | 製品の概要 |
|-------|----------------------------|---|--|---|
| 16-3 | 園芸用品 (ベンチ、擬木、プランタ等) | ポリカタフ 「エコナミイタ」 (信越ポリマー株式会社) |  | 軽量、強度、透明性など優れた特長を持ち、業界初のポリカーボネート再生材料(プレコンシューマ材)を50%以上使用した製品。エコマーク認定商品である。 |
| 16-特1 | 園芸用品 (ベンチ、擬木、プランタ等) | エコギ木 丸太ほか (ヤマム株式会社) |  | 公園緑地整備などの外構資材として、天然木に近い風合いから自然と調和した景観を保ち、軽量かつ耐久性・施工性に優れたプラスチック製擬木。エコマーク認定製品である。 |
| 17-1 | 再生木質ボード | パーティクルボード (東京ボード工業株式会社) |  | 製材工場、建設現場等で発生する廃木材を100%使用したマテリアルリサイクル製品。木質資源を有効活用し、CO2の削減に寄与している。 |
| 17-2 | 道路用溶融スラグ (単体) | さいたまエヌエスエコサンド (株式会社エコパークさいたま) |  | ごみを約1,700℃以上の高温で溶融・固化してできる砂状のもの。アスファルト混合物の骨材はもとより、優れた透水性、締固め性能を有し、天然砂の代替品として使用できる。 |
| 18-1 | たい肥(食品循環資源を用いたもの) | のぞみ (株式会社サニタリーセンター) |  | 本庄市周辺地域の食品加工工場から廃棄される惣菜の調理くずやスーパーマーケットから廃棄される弁当などを原料にしたたい肥である。 |
| 20-1 | 再生材料を用いた コンクリート二次 製品 | 歩車道境界ブロック 片面A・B・C 歩車道境界ブロック 両面A・B・C 地先境界ブロックA・ B・C (株式会社ウチコン) |  | 原材料の一部に、県内の一般廃棄物焼却施設から発生した溶融スラグやセメントなど再生資源を使用した、JIS A5371規格に準じた歩車道境界ブロック、地先境界ブロックである。 |

| 認定 番号 | 品目 | 製品名 (会社名) | 写真 | 製品の概要 |
|----------|----------------------------|---|--|---|
| 21-1 | 再生材料を用いた コンクリート二次 製品 | 歩車道境界ブロック 地先境界ブロック (共栄建材工業株式 会社) |  | 原材料の天然砂の代替として、彩の国リサイクル製品である「さいたま市桜環境センタースラグ」を使用した、JIS A5371 規格に準じた歩車道境界ブロック、地先境界ブロックである。 |
| 21-2 | 浄水発生土を使用 した土壌改良材 | ソイレックス (株式会社ハイクレ ー) |  | 県内の浄水場から発生した土を使用した土壌改良材であり、山砂等の天然資源の使用量の削減や、搬入・搬出の土砂を減らせることから輸送に係るCO2削減に寄与している。 |
| 21-3 | RPF | RPF (日本ウエスト関東 株式会社) |  | 素性ごとの選別が難しい廃プラスチックや古紙にならない紙などの県内の廃棄物をRPF化(固形燃料化)し、熱エネルギーとして再利用する製品である。 |
| 22-1 | 化粧シート | TOPPAN エコシート (TOPPAN 株式会社) |  | 県内の自社工場で発生したプラスチックの端材を再利用して製造される化粧シート(木目などの印刷を施したシート状のもの)である。 |
| 23-1 | 浄水発生土を使用 した土壌改良材 | エコ団粒黒土(野崎 興業株式会社) |  | 水道水を作る過程で発生する浄水発生土を利用した園芸用土壌改良材。 浄水発生土を有効利用することにより、天然の土壌採取量の低減に繋がり、循環型社会の形成に貢献する製品である。 |
| 23-2 | 再生路盤材 | 再生クラッシュラン (鹿島道路株式会 社) |  | 建設工事現場等から再生資源化施設へ搬出されるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊などを再利用して製造された粒状路盤材料。 建設副産物を使用しているため、省資源化、CO2排出量削減など、環境負荷低減に大きく貢献できる材料である。 |

| | | | | |
|------|-------------------|---|--|---|
| 23-3 | 再生路盤材 | 再生クラッシュラン (中原建設株式会社)【製造事業者:中原建設(株)・鹿島道路(株)共同企業体 川口アスコン】 |  | 建設現場等から搬出された建設副産物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊などから製造された粒状路盤材料。 建設副産物を使用した材料であるためCO2削減に寄与するなど、環境負荷低減に寄与できる材料である。 |
| 23-4 | 再生路盤材 | 100%リサイクル安定処理路盤材(中原建設株式会社)【製造事業者:中原建設(株)・鹿島道路(株)共同企業体 川口アスコン】 |  | 骨材や固化材を含む全ての材料が建設副産物で構成された安定処理路盤材料。 一般的なセメント安定処理路盤と同等の施工性及び耐久性を有し、CO2の排出量を大幅に削減することができる環境にも配慮した新しい安定処理路盤材料である。 |
| 23-5 | 再生路盤材 | RC-40(亀井産業株式会社) |  | 埼玉県内の建築・土木工事等により発生した「産業廃棄物(がれき類(コンクリートがら))」を原料とした「再生碎石」である。 |
| 23-6 | 埋戻し用再生砂 | アークサンド(ツネインカムテックス株式会社) |  | 焼却灰を焼却灰を約1,000℃の熱で焼成処理をしたリサイクル資材。 灰が溶けない温度帯で無害化処理をするため自然砂に近い色合いや手触りで、透水性能や締固めが良いほか高い吸水性を有し、天然砂の代替品として利用可能である。 |
| 23-7 | 埋戻し用再生砂 | さいたまエヌエスエコサンド(株式会社エコパークさいたま) |  | 一般廃棄物を1,700~1,800℃の高温で熔融し、固化させてできた砂状のリサイクル資材。 密度や粒度等、性状のばらつきが少なく、優れた透水性能や締固め性能を有し、埋戻し材等の天然砂の代替材料として利用できる。 |
| 23-8 | たい肥(食品循環資源を用いたもの) | あまめ(株式会社アイル・クリーンテック) |  | 食品残渣を原料とした有機リサイクル堆肥。 露地栽培、水稻栽培などの元肥や土壌の成分バランスの調整にも活用でき、籾殻を利用し乾燥して製造しているためハンドリングも良い堆肥である。 |

| | | | | |
|------|----------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 24-1 | 再生路盤材 | 100%リサイクル 安定処理路盤材 (東和アークス株式会社) |  | 骨材や固化材を含むほぼ全ての材料が建設副産物で構成された安定処理路盤材料。一般的なセメント安定処理路盤と怒涛の施工性および耐久性を有し、建設副産物をしようしていることから、CO2の排出量を大幅に削減することができる環境にも配慮した新しい安定処理路盤材である。 |
| 24-2 | 再生材料を用いた コンクリート二次 製品 | セレクト (太平洋プレコン工業株式会社) |  | 彩の国資源循環工場で製造された熔融スラグを製品重量の20%以上使用した普通インターロッキングブロック。品質はJISA5371 B-3の普通インターロッキングブロックの規格を満足している。周辺環境に適した色や、表面加工としてショット及び研磨のバリエーションがある。 |
| 24-3 | 再生路盤材 | 再生砕石 CO2-Nomi.com (埼玉総業株式会社) |  | 当該製品はエコマーク認定を取得しており、コンクリート塊を原料とした当該製品は、グリーン購入法の特定調達品目(路盤材に使用する再生骨材)に適合している。 |
| 25-1 | 埋戻し用再生砂 | 撒くだけで防草出来る人工砂 約15kg (株式会社カインズ) |  | 多孔質構造により保水性が高く、雑草の発芽・根張りを抑制する防草効果を発揮。また、透水性が高く、水はけが良好でぬかるみを防止。家庭ごみ焼却灰を再資源化した環境配慮型製品であり、安全性が高く、植物周辺にも使用可能である。 |

別表 令和8年度特定調達品目及び判断の基準等

1 基本的な考え方

各品目の判断の基準等については、「判断の基準等」欄に記載のない限り、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日閣議決定）」（以下「国基本方針」という。）の「判断の基準」、「配慮事項」、「備考」等を準用する。

なお、埼玉県グリーン調達推進方針は、国基本方針を参考に毎年改定を行っているが、県の実情に合わせて特定調達品目を設定しているため、以下の品目について国基本方針と相違がある。これらについては、品目名に墨を付記している。県独自の判断の基準を設定している場合には、「判断の基準等」欄に、独自の判断の基準を記載し、下線を引いている。

◇基本方針の特定調達品目であるが、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目ではない品目

| 品目名 | 起案用紙 |
|-----|------|
|-----|------|

◇県独自の特定調達品目（20品目）

| No. | 品目名 |
|------|-----------------------|
| R010 | ボイラー |
| R011 | 廃棄物焼却炉 |
| R012 | ガスタービン（予備施設及び非常用を除く） |
| R013 | ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く） |
| R014 | ガス機関（予備施設及び非常用を除く） |
| R015 | ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く） |
| T002 | 建設発生土を改良した改良土 |
| T011 | 一般廃棄物溶融スラグ骨材 |
| T015 | 一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物 |
| T018 | 一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材 |
| T023 | 再生材料を用いたセメント |
| T025 | 一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート |
| T026 | コンクリート塊再生骨材混入コンクリート |
| T032 | 建築物用環境配慮型塗料 |
| T038 | 食品残さを用いたたい肥 |
| T039 | 園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等） |
| T069 | 下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが |
| T072 | 低振動型建設機械 |
| U020 | イベント運営 |
| W001 | 容器入り飲料 |

◇県独自の判断の基準を定めている特定調達品目（31品目）

| No. | 品目名 |
|------|----------------|
| B004 | マーキングペン |
| D001 | コピー機 |
| D002 | 複合機 |
| D003 | 拡張性のあるデジタルコピー機 |
| H001 | 電気冷蔵庫 |
| H002 | 電気冷凍庫 |
| H003 | 電気冷凍冷蔵庫 |
| H004 | テレビジョン受信機 |
| I002 | 業務用エアコンディショナー |
| J002 | ガス温水機器 |
| J003 | 石油温水機器 |
| K001 | LED照明器具 |

| | |
|------|-----------|
| L001 | 乗用車 |
| L002 | 小型バス |
| L003 | 小型貨物車 |
| L004 | バス等 |
| L005 | トラック等 |
| L007 | 乗用車用タイヤ |
| 0001 | カーテン |
| 0002 | 布製ブラインド |
| 0005 | タイルカーペット |
| 0008 | 毛布 |
| 0009 | ふとん |
| Q001 | 集会用テント |
| Q002 | ブルーシート |
| R001 | 太陽光発電システム |
| R002 | 太陽光利用システム |
| S001 | 災害備蓄用飲料水 |
| T068 | 合板型枠 |
| U002 | 印刷 |
| U003 | 食堂 |

2 その他の記載事項について

(1) 一括契約品目

会計管理課で一括契約する事務用消耗品等（以下「一括契約品目」という。）のうち、本方針の特定調達品目に該当する一括契約品目については、本方針の判断の基準を満たしている。

参考に、一括契約品目がある場合は、各品目名の右隣にその旨付記する。

(2) 環境ラベル等

判断の基準を満たす環境ラベル等について、「判断の基準等」欄に記載している。なお、一部の判断の基準を満たす環境ラベルについては、欄外に記載している。

判断の基準のうち、用紙、印刷用紙、衛生用紙については、調達数量が多いことから判断の基準（抜粋）を特記事項に記載する。

3 環境物品等の調達に当たって参考となる資料・サイト等

◇グリーン購入法.net（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

◇『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

◇『グリーン購入の調達者の手引き(令和8年2月)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

◇エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<https://www.gpn.jp/econet/>

◇エコマーク（公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局）

<http://www.ecomark.jp/>

4 分野ごとの特定調達品目

A 紙類 (7品目)

| No. | 品目名 | | 判断の基準等 |
|------|------|---------------------|--|
| A001 | 情報用紙 | コピー用紙【一括契約】 | <ul style="list-style-type: none"> ・「A 紙類」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。 |
| A002 | | フォーム用紙 | |
| A003 | | インクジェットカラープリンター用塗工紙 | |
| A004 | 印刷用紙 | 塗工されていない印刷用紙 | 参考：国基本方針の判断の基準の概要 |
| A005 | | 塗工されている印刷用紙 | |
| A006 | 衛生用紙 | トイレットペーパー | <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は、総合評価値 80 以上（古紙パルプ配合率 70%以上） ・印刷用紙は、総合評価値 80 以上・衛生用紙は、古紙パルプ配合率 100%以上。 |
| A007 | | ティッシュペーパー | |



※コピー用紙に係る総合評価値は、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率等の合計値

※印刷用紙に係る総合評価値は、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率等の合計値

B 文具類 (86品目)

※【容】は容器等に適用。下線部は県独自の判断の基準。



| No. | 品目名 | | 判断の基準等 |
|------|---------------------------------|---------------------|--|
| B001 | シャープペンシル【一括契約】 | シャープペンシル【一括契約】 | <ul style="list-style-type: none"> ・マーキングペン以外の「B 文具類」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。 |
| B002 | | 【容】シャープペンシル替芯【一括契約】 | |
| B003 | | ボールペン【一括契約】 | |
| B004 | マーキングペン【一括契約】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・マーキングペンは、国基本方針の判断の基準に加え、<u>消耗品が交換又は補充できること</u>（エコマーク認定品の場合でも、消耗品が交換又は補充できるものに限る）。 |
| B005 | 鉛筆 | | |
| B006 | スタンプ台 | | |
| B007 | 朱肉 | | |
| B008 | 印章セット | | |
| B009 | 印箱 | | |
| B010 | 公印 | | |
| B011 | ゴム印 | | |
| B012 | 回転ゴム印 | | |
| B013 | 定規 | | |
| B014 | トレー | | |
| B015 | 消しゴム【一括契約】 | | |
| B016 | ステープラー（汎用型） | | |
| B017 | ステープラー（汎用型以外） | | |
| B018 | ステープラー針リムーバー | | |
| B019 | 連射式クリップ（本体） | | |
| B020 | 事務用修正具（テープ） | | |
| B021 | 【容】事務用修正具（液状） | | |
| B022 | クラフトテープ【一括契約】 | | |
| B023 | 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）【一括契約】 | | |
| B024 | 両面粘着紙テープ【一括契約】 | | |
| B025 | 製本テープ【一括契約】 | | |
| B026 | ブックスタンド | | |
| B027 | ペンスタンド | | |
| B028 | クリップケース | | |



| | |
|------|--------------------------------------|
| B029 | はさみ |
| B030 | マグネット (玉) |
| B031 | マグネット (バー) |
| B032 | テープカッター |
| B033 | パンチ (手動) |
| B034 | モルトケース (紙めくり用スポンジケース) |
| B035 | 【容】紙めくりクリーム |
| B036 | 鉛筆削 (手動) |
| B037 | 【容】OAクリーナー (ウエットタイプ) |
| B038 | 【容】OAクリーナー (液タイプ) |
| B039 | ダストブロワー |
| B040 | レターケース |
| B041 | メディアケース |
| B042 | マウスパッド |
| B043 | OAフィルター (枠あり) |
| B044 | 丸刃式紙裁断機 |
| B045 | カッターナイフ |
| B046 | カッティングマット |
| B047 | デスクマット |
| B048 | OHPフィルム |
| B049 | 絵筆 |
| B050 | 【容】絵の具 |
| B051 | 【容】墨汁 |
| B052 | 【容】のり (液状) (補充用を含む。) 【一括契約】 |
| B053 | 【容】のり (澱粉のり) (補充用を含む。) |
| B054 | 【容】のり (固形) (補充用を含む。) 【一括契約】 |
| B055 | 【容】のり (テープ) 【一括契約】 |
| B056 | ファイル (クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。) 【一括契約】 |
| B057 | クリアーホルダー 【一括契約】 |
| B058 | クリアーファイル |
| B059 | バインダー |
| B060 | ファイリング用品 |
| B061 | アルバム (台紙を含む。) |
| B062 | つづりひも 【一括契約】 |
| B063 | カードケース |
| B064 | 事務用封筒 (紙製) 【一括契約】 |
| B065 | 窓付き封筒 (紙製) |
| B066 | けい紙 |
| B067 | ノート 【一括契約】 |
| B068 | パンチラベル |
| B069 | タックラベル |
| B070 | インデックス 【一括契約】 |
| B071 | 付箋紙 【一括契約】 |
| B072 | 付箋フィルム |
| B073 | 黒板拭き |
| B074 | ホワイトボード用イレーザ |


| | |
|------|-------------------|
| B075 | 額縁 |
| B076 | テープ印字機等用カセット |
| B077 | テープ印字機等用テープ【一括契約】 |
| B078 | ごみ箱 |
| B079 | リサイクルボックス |
| B080 | 缶・ボトルつぶし機（手動） |
| B081 | 名札（机上用） |
| B082 | 名札（衣服取付型・首下げ型） |
| B083 | 鍵かけ（フックを含む。） |
| B084 | チョーク |
| B085 | グラウンド用白線 |
| B086 | 梱包用バンド |

C オフィス家具等（12品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------|--|
| C001 | いす | <ul style="list-style-type: none"> 「C オフィス家具等」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品及びJOIFAグリーンマーク製品は判断の基準を満たす。   |
| C002 | 机 | |
| C003 | 棚 | |
| C004 | 収納用什器（棚以外） | |
| C005 | ローパーティション | |
| C006 | コートハンガー | |
| C007 | 傘立て | |
| C008 | 掲示板 | |
| C009 | 黒板 | |
| C010 | ホワイトボード | |
| C011 | 個室ブース | |
| C012 | ディスプレイスタンド | |

D 画像機器等（10品目）

※下線部は県独自の判断基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|----------------|---|
| D001 | コピー機 | <ul style="list-style-type: none"> コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機は、<u>国基本方針の「基準値1」が判断基準を満たす。</u> コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外の「D 画像機器等」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。また、トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、E&Qマーク認証製品も判断の基準を満たす。  |
| D002 | 複合機 | |
| D003 | 拡張性のあるデジタルコピー機 | |
| D004 | プリンタ | |
| D005 | プリンタ複合機 | |
| D006 | ファクシミリ | |
| D007 | スキャナ | |
| D008 | プロジェクタ | |
| D009 | トナーカートリッジ | |
| D010 | インクカートリッジ | |

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- 複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナは国際エネルギースタープログラム（Ver3.0）適合機種が、コピー機、拡張性のあるデジタルコピー機及びファクシミリは同プログラム（Ver2.0）適合機種が、消費電力に係る判断の基準を満たす。



E 電子計算機等（4品目）

※【容】は容器等に適用

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|----------------------|---|
| E001 | 電子計算機 | <ul style="list-style-type: none"> ・「E 電子計算機等」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・電子計算機、ディスプレイ及び記録用メディアは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・磁気ディスク装置は、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。 |
| E002 | 磁気ディスク装置 | |
| E003 | ディスプレイ | |
| E004 | 【容】記録用メディア 【一括契約】 | |



【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・電子計算機（クライアント型）は国際エネルギースタープログラムのコンピュータ（Ver8.0以上）適合機種が、ディスプレイは国際エネルギースタープログラム（Ver8.0）適合機種が、消費電力に係る判断の基準を満たす。
- ・電子計算機（サーバ型、クライアント型）については、省エネラベル（緑色）のものが、消費電力に係る判断の基準を満たす。



F オフィス機器等（5品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|---------------------|---|
| F001 | シュレッダー | <ul style="list-style-type: none"> ・「F オフィス機器等」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 |
| F002 | デジタル印刷機 | |
| F003 | 掛時計 | <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー、デジタル印刷機及び掛時計は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・一次電池又は小型充電式電池は、JISマーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品が判断の基準を満たす。 |
| F004 | 電子卓上計算機 | |
| F005 | 一次電池又は小型充電式電池【一括契約】 | |



G 携帯電話等（3品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|---------|---|
| G001 | 携帯電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・「G 携帯電話等」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・携帯電話及びスマートフォンは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| G002 | PHS | |
| G003 | スマートフォン | |



【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】



- ・モバイル・リサイクル・ネットワークの会員企業は、回収及びマテリアルリサイクルシステムに係る判断の基準を満たす。



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。


H 家電製品（6品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|-----------|--|
| H001 | 電気冷蔵庫 | <ul style="list-style-type: none"> 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫及びテレビジョン受信機は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 電気便座及び電子レンジは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 テレビジョン受信機は、エコマーク認定品及び省エネラベルが緑色のものが判断の基準を満たす。  <ul style="list-style-type: none"> 電気便座は、エコマーク及び統一省エネラベル記載の年間消費電力量が以下のものが判断の基準を満たす。 温水洗浄便座（貯湯式） 172kWh/年 以下 温水洗浄便座（瞬間式） 87kWh/年 以下  |
| H002 | 電気冷凍庫 | |
| H003 | 電気冷凍冷蔵庫 | |
| H004 | テレビジョン受信機 | |
| H005 | 電気便座 | |
| H006 | 電子レンジ | |

I エアコンディショナー等（4品目）


※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|---------------|--|
| I001 | 家庭用エアコンディショナー | <ul style="list-style-type: none"> 業務用エアコンディショナーは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 家庭用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機及びストーブは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ストーブは、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。  |
| I002 | 業務用エアコンディショナー | |
| I003 | ガスヒートポンプ式冷暖房機 | |
| I004 | ストーブ | |

J 温水器等（4品目）


※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|--------------|--|
| J001 | ヒートポンプ式電気給湯器 | <ul style="list-style-type: none"> ヒートポンプ式電気給湯器、ガス調理機器は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ガス温水機器、石油温水機器は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 |
| J002 | ガス温水機器 | |
| J003 | 石油温水機器 | |

| | | |
|------|--------|--|
| J004 | ガス調理機器 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス温水機器、石油温水機器及びガス調理機器は、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。  |
|------|--------|--|



K 照明（3品目）

※下線部は県独自の判断の基準。


| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|-----------------|---|
| K001 | LED照明器具 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>LED照明器具は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。</u> |
| K002 | LEDを光源とした内照式表示灯 | <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具以外の「K 照明」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・電球形LED ランプは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |
| K003 | 電球形LED ランプ | |

L 自動車等（8品目）



※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|----------------------------|--|
| L001 | 乗用車 | <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等及びトラック等は、<u>「埼玉県公用車グリーン導入指針」（環境部大気環境課）によるものが判断の基準を満たす。</u> ・トラクタ及び2サイクルエンジン油は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・乗用車用タイヤは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 |
| L002 | 小型バス | |
| L003 | 小型貨物車 | |
| L004 | バス等 | |
| L005 | トラック等 | |
| L006 | トラクタ | |
| L007 | 乗用車用タイヤ (小型トラック用タイヤも対象) | <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車用タイヤは、低燃費タイヤ統一マークの等級が AAA 及び AA のものが判断の基準を満たす。  |
| L008 | 2サイクルエンジン油 | <ul style="list-style-type: none"> ・2サイクルエンジン油は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |

M 消火器（1品目）




| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|-----|--|
| M001 | 消火器 | <ul style="list-style-type: none"> ・国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |

N 制服・作業服等（4品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|-----|---|
| N001 | 制服 | <ul style="list-style-type: none"> 「N 制服・作業服等」に共通で、国基本方針の「基準値1」が、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品及びエコ・ユニフォームマーク貼付品が判断の基準を満たす。   |
| N002 | 作業服 | |
| N003 | 帽子 | |
| N004 | 靴 | |

O インテリア・寝装寝具（11品目）

※下線部は県独自の判断の基準。


| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|--------------|---|
| 0001 | カーテン | <ul style="list-style-type: none"> カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布及びふとんは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。  |
| 0002 | 布製ブラインド | |
| 0003 | 金属製ブラインド | <ul style="list-style-type: none"> 金属製ブラインド、タフテッドカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、ベッドフレーム及びマットレスは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。  |
| 0004 | タフテッドカーペット | |
| 0005 | タイルカーペット | |
| 0006 | 織じゅうたん | <ul style="list-style-type: none"> 金属製ブラインド以外は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |
| 0007 | ニードルパンチカーペット | |
| 0008 | 毛布 | <ul style="list-style-type: none"> ベッドフレームは、エコマーク認定品に加え、フレーム環境マーク製品も判断の基準を満たしている。 |
| 0009 | ふとん | |
| 0010 | ベッドフレーム | <ul style="list-style-type: none"> マットレスは、エコマーク認定品に加え、衛生マットレスマーク製品も判断の基準を満たしている。 |
| 0011 | マットレス | |

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- カーテン、布製ブラインド及び毛布について、PETボトルリサイクル推奨マーク製品は、判断の基準のうち、再生PET25%以上の基準を満たす。




P 作業手袋（1品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------|---|
| P001 | 作業手袋 | <ul style="list-style-type: none"> 国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |



Q その他の繊維製品（7品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|--------|---|
| Q001 | 集会用テント | <ul style="list-style-type: none"> 集会用テント及びブルーシートは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 |

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|--------|---|
| Q002 | ブルーシート | <ul style="list-style-type: none"> 防球ネット、旗、のぼり、幕及びモップは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 「Q その他の繊維製品」に共通で、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |
| Q003 | 防球ネット | |
| Q004 | 旗 | |
| Q005 | のぼり | |
| Q006 | 幕 | |
| Q007 | モップ | |

R 設備（18品目）

※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|-----------------------|---|
| R001 | 太陽光発電システム | <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムは、「<u>太陽光発電設備の設置ガイドライン</u>」（総務部管財課、環境部温暖化対策課）によるものが判断の基準を満たす。 |
| R002 | 太陽熱利用システム | <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱利用システムは、国基本方針の「<u>基準値1</u>」が判断の基準を満たす。 |
| R003 | 地中熱利用システム | <ul style="list-style-type: none"> 地中熱利用システム、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓、日射調整フィルム、低放射フィルム、テレワーク用ライセンス及び Web 会議システムは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 |
| R004 | 燃料電池 | |
| R005 | エネルギー管理システム | <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具及び給水栓は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。  |
| R006 | 生ゴミ処理機 | <ul style="list-style-type: none"> 日射調整フィルム及び低放射フィルムは、グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマークが判断の基準を満たす。  |
| R007 | 節水器具 | |
| R008 | 給水栓 | <ul style="list-style-type: none"> 県ボイラーは、「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」、「<u>埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針</u>」の基準を満たすこと。 県廃棄物焼却炉は、「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「廃棄物焼却炉」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合せた一連の設備を指し、下水汚泥焼却炉も含む。） 県ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）は、「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」の基準を満たすこと。 県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）は「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」、「<u>埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促</u> |
| R009 | 日射調整フィルム | |
| R010 | 低放射フィルム | |
| R011 | 県ボイラー | <ul style="list-style-type: none"> 県ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）は、「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」の基準を満たすこと。 県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）は「<u>工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針</u>」、「<u>埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促</u> |
| R012 | 県廃棄物焼却炉 | |
| R013 | 県ガスタービン（予備施設及び非常用を除く） | |

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------------------|--|
| R014 | 県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く） | <p>進に関する指針」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「ディーゼル機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合せた一連の設備を指す。）</p> <p>・<u>県ガス機関（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。</u></p> <p>・<u>県ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「ガソリン機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合せた一連の設備を指す。）</u></p> |
| R015 | 県ガス機関（予備施設及び非常用を除く） | |
| R016 | 県ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く） | |
| R017 | テレワーク用ライセンス | |
| R018 | Web 会議システム | |

S 災害備蓄用品（16品目）

※災害備蓄用品として調達するものが対象

※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------------------|--|
| S001 | 災害備蓄用飲料水 | <p>・<u>災害備蓄用飲料水は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。</u></p> <p>・災害備蓄用飲料水以外の「S 災害備蓄用品」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。</p> <p>・毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び備蓄用作業服は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。</p> <p>・一次電池は、JISマーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品であって、使用推奨期間が5年以上のものは判断の基準を満たす。</p> |
| S002 | アルファ化米 | |
| S003 | 保存パン | |
| S004 | 乾パン | |
| S005 | レトルト食品等 | |
| S006 | 栄養調整食品 | |
| S007 | フリーズドライ食品 | |
| S008 | 備蓄用作業服 | |
| S009 | 毛布（再掲（O インテリア・寝装寝具）） | |
| S010 | 作業手袋（再掲（P 作業手袋）） | |
| S011 | テント（再掲（Q その他の繊維製品）） | |
| S012 | ブルーシート（再掲（Q その他の繊維製品）） | |
| S013 | 一次電池（再掲（F オフィス機器等）） | |
| S014 | 非常用携帯燃料 | |
| S015 | 携帯発電機 | |
| S016 | 非常用携帯電源 | |



T 公共工事（82品目）

表1【資材（材料及び機材を含む）】

※県が独自に定めた品目以外の資材に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。

※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

| 品目分類 | No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------|------------------|--|
| 盛土材等 | T001 | 建設汚泥から再生した処理土 | <p>・<u>県建設発生土を改良した改良土は、建設発生土を改良したものであって、利用用途に応じた適正な土質となっていることで判断の基準を満たす。</u></p> <p>・建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材及びフェロニッケルス</p> |
| | T002 | 県建設発生土を改良した改良土 | |
| | T003 | 土工用水砕スラグ | |
| | T004 | 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 | |

| | | | |
|------------------|------|--|---|
| | T005 | フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 | ラグを用いたケーソン中詰め材は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 地盤改良材 | T006 | 地盤改良用製鋼スラグ | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| コンクリート用スラグ骨材 | T007 | 高炉スラグ骨材 | ・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材及び電気炉酸化スラグ骨材は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・ <u>最も一般廃棄物溶融スラグ骨材は、①天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる一般廃棄物溶融スラグ骨材が使用された骨材であること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1の基準を満たすこと</u> で判断の基準を満たす。 |
| | T008 | フェロニッケルスラグ骨材 | |
| | T009 | 銅スラグ骨材 | |
| | T010 | 電気炉酸化スラグ骨材 | |
| | T011 | 最も一般廃棄物溶融スラグ骨材 | |
| アスファルト混合物 | T012 | 再生加熱アスファルト混合物 | ・再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物及び中温化アスファルト混合物は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・ <u>最も一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物は、①加熱アスファルト混合物の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグはJ I S A 5 0 3 2の基準を満たすこと</u> で判断の基準を満たす。 |
| | T013 | 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 | |
| | T014 | 中温化アスファルト混合物 | |
| | T015 | 最も一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物 | |
| 路盤材 | T016 | 鉄鋼スラグ混入路盤材 | ・鉄鋼スラグ混入路盤材及び再生骨材等は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・ <u>最も一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材は、①路盤材の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 2の基準を満たすこと</u> で、判断の基準を満たす。 |
| | T017 | 再生骨材等 ※彩の国リサイクル製品認定あり（23-2, 23-3, 23-4, 23-5, 24-1, 24-3) | |
| | T018 | 最も一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材 | |
| 小径丸太材 | T019 | 間伐材 | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 混合セメント | T020 | 高炉セメント | ・高炉セメント及びフライアッシュセメントともに、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T021 | フライアッシュセメント | |
| セメント | T022 | エコセメント | ・エコセメントは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T023 | 最も再生材料を用いたセメント ※彩の国リサイクル製品認定あり（16-1, 16-2) | ・ <u>最も再生材料を用いたセメントは、彩の国リサイクル製品認定で判断の基準を満たす。</u> |
| コンクリート及びコンクリート製品 | T024 | 透水性コンクリート | ・透水性コンクリートは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T025 | 最も一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート ※彩の国リサイクル製品認定あり（20-1, 21-1) | ・ <u>最も一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリートは、①一般廃棄物溶融スラグ骨材が含まれていること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1の基準を満たすものであること</u> で判断の基準を満たす。 |

| | | | |
|------------|------|---|--|
| | T026 | 県コンクリート塊再生骨材混入コンクリート | す。 ・ <u>県コンクリート塊再生骨材混入コンクリートは、①コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること、及び②使用するコンクリート塊再生骨材はJISA5023の基準を満たすものであることで判断の基準を満たす。</u> |
| 鉄鋼スラグ水和固化体 | T027 | 鉄鋼スラグブロック | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 吹付けコンクリート | T028 | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート | |
| 塗料 | T029 | 下塗用塗料（重防食） | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県建築物用塗料は以下のとおり。</u> <p>【判断の基準】 建築物内装用塗料にあつては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F☆☆☆☆を基本とし、該当する塗料がない場合は、F☆☆☆☆又は同等品）であること。</p> <p>【配慮事項】 全ての建築物用塗料について、揮発性有機溶剤の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が30%以下であること。</p> |
| | T030 | 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 | |
| | T031 | 高日射反射率塗料 | |
| | T032 | 県建築物用塗料 | |
| 防水 | T033 | 高日射反射率防水 | |
| 舗装材 | T034 | 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） | <ul style="list-style-type: none"> ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）とともに、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T035 | 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ※彩の国リサイクル製品認定あり（14-1, 24-2） | |
| 園芸資材 | T036 | バークたい肥 | <ul style="list-style-type: none"> ・バークたい肥及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・<u>県食品残さを用いたたい肥及び県園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等）は、彩の国リサイクル製品の認定を受けていることで判断の基準を満たす。</u> |
| | T037 | 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） | |
| | T038 | 県食品残さを用いたたい肥 ※彩の国リサイクル製品認定あり （15-1, 15-2, 15-3, 15-4, 18-1, 23-8） | |
| | T039 | 県園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等） ※彩の国リサイクル製品認定あり（16-3, 16-特1） | |
| 道路照明 | T040 | LED道路照明 | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 中央分離帯ブロック | T041 | 再生プラスチック製中央分離帯ブロック | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| タイル | T042 | セラミックタイル | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 建具 | T043 | 断熱サッシ・ドア | |
| 製材等 | T044 | 製材 | <ul style="list-style-type: none"> ・「製材等」に共通で、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T045 | 集成材 | |
| | T046 | 合板 | |
| | T047 | 単板積層材 | |

| | | | |
|------------------|------|--|--|
| | T048 | 直交集成板 | |
| フローリング | T049 | フローリング | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 再生木質ボード | T050 | パーティクルボード ※彩の国リサイクル製品認定あり (17-1) | ・パーティクルボード及び繊維板は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T051 | 繊維板 | |
| | T052 | 木質系セメント板 | |
| 木材・プラスチック再生複合材製品 | T053 | 木材・プラスチック再生複合材製品 | |
| ビニル系床材 | T054 | ビニル系床材 | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 断熱材 | T055 | 断熱材 | ・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| 照明機器 | T056 | 照明制御システム | |
| 変圧器 | T057 | 変圧器 | |
| 空調用機器 | T058 | 吸収冷温水機 | ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T059 | 氷蓄熱式空調機器 | |
| | T060 | ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | |
| | T061 | 送風機 | |
| | T062 | ポンプ | |
| | T063 | 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 | |
| 衛生器具 | T064 | 自動水栓 | ・「衛生器具」に共通で、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T065 | 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 | |
| | T066 | 大便器 | |
| コンクリート用型枠 | T067 | 再生材料を使用した型枠 | ・再生材料を使用した型枠は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 |
| | T068 | 合板型枠 | ・合板型枠は、①針葉樹林を使用している合板（芯材等に針葉樹林を使用している合板）であること、②強度等はJAS規格によるほか、基本方針に準ずることで、判断の基準を満たす。 |
| — | T069 | 下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが | ・①下水汚泥焼却灰を含有したリサイクル商品であること、及び②JIS規格を満たすことで判断の基準を満たす。 |

表2【建設機械】

※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|------|----|-----|----------|--------------|------|--------------|------|-------|---|------|
| T070 | 排出ガス対策型建設機械 | <ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 <u>最低振動型建設機械は、建設機械の振動の測定値が下表に掲げる値以下のものであることで判断の基準を満たす。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>諸元</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">パイプロハンマー</td> <td>最大起振力245kN以上</td> <td>70dB</td> </tr> <tr> <td>最大起振力245kN未満</td> <td>65dB</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>標準バケット山積（平積）容量0.5（0.4）m³以上</td> <td>55dB</td> </tr> </tbody> </table> | 機種 | 諸元 | 基準値 | パイプロハンマー | 最大起振力245kN以上 | 70dB | 最大起振力245kN未満 | 65dB | バックホウ | 標準バケット山積（平積）容量0.5（0.4）m ³ 以上 | 55dB |
| 機種 | 諸元 | | 基準値 | | | | | | | | | | |
| パイプロハンマー | 最大起振力245kN以上 | | 70dB | | | | | | | | | | |
| | 最大起振力245kN未満 | 65dB | | | | | | | | | | | |
| バックホウ | 標準バケット山積（平積）容量0.5（0.4）m ³ 以上 | 55dB | | | | | | | | | | | |
| T071 | 低騒音型建設機械 | | | | | | | | | | | | |
| T072 | <u>最低振動型建設機械</u> | | | | | | | | | | | | |

表3【工法】

| 品目分類 | No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|---------------|------|-----------------------|--|
| 建設発生土有効利用工法 | T073 | 低品質土有効利用工法 | <ul style="list-style-type: none"> 【工法】に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 |
| 建設汚泥再生処理工法 | T074 | 建設汚泥再生処理工法 | |
| コンクリート塊再生処理工法 | T075 | コンクリート塊再生処理工法 | |
| 舗装（表層） | T076 | 路上表層再生工法 | |
| 舗装（路盤） | T077 | 路上再生路盤工法 | |
| 法面緑化工法 | T078 | 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 | |
| 山留め工法 | T079 | 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 | |




表4【目的物】

| 品目分類 | No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------|-------|---|
| 舗装 | T080 | 排水性舗装 | <ul style="list-style-type: none"> 【目的物】に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 |
| | T081 | 透水性舗装 | |
| 屋上緑化 | T082 | 屋上緑化 | |

U 役務（21品目）




※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------|---|
| U001 | 省エネルギー診断 | <ul style="list-style-type: none"> 食堂は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 |
| U002 | 印刷 | |
| U003 | 食堂 | |
| U004 | 自動車専用タイヤ更生 | <ul style="list-style-type: none"> 印刷、食堂及び<u>県</u>イベント運営以外の「U 役務」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判 |
| U005 | 自動車整備 | |

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------------|--|
| U006 | 庁舎管理 | <p>断の基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンウェイのプラスチック製の容器等の解釈については、令和8年1月5日付け資循第288号「プラスチックごみ削減及び再資源化に向けた取組の徹底について（依頼）」を参照。 印刷については<u>枠外参照</u>。なお、印刷の対象は、紙類の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務であり、文具類（封筒、罫紙等）等、他の品目として調達する場合は対象外。 自動車専用タイヤ更生は、JISマーク製品が判断の基準を満たす。 清掃及び機密文書処理は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 輸配送、旅客輸送（自動車）及び引越輸送は、グリーン経営認証が判断の基準を満たす。 県イベント運営については、基本方針の会議運営に係る「判断の基準」、「配慮事項」及び「備考」について、<u><会議>を<イベント>に読み替えて準用する。</u> |
| U007 | 植栽管理 | |
| U008 | 加煙試験 | |
| U009 | 清掃 | |
| U010 | タイルカーペット洗浄 | |
| U011 | 機密文書処理 | |
| U012 | 害虫防除 | |
| U013 | 輸配送 | |
| U014 | 旅客輸送（自動車） | |
| U015 | 庁舎等において営業を行う小売業務 | |
| U016 | クリーニング | |
| U017 | 飲料自動販売機設置 | |
| U018 | 引越輸送 | |
| U019 | 会議運営 | |
| U020 | 県イベント運営 | |
| U021 | 印刷機能等提供業務 | |

※ 「U002 印刷」の判断の基準等について

1 判断の基準等

| 【判断の基準】 | 判断の基準に関する環境ラベル |
|--|---|
| ① 情報用紙及び印刷用紙（「A 紙類」参照）に係る判断の基準を満たす用紙を使用していること。ただし、冊子形状のものは表紙を除く。 | <ul style="list-style-type: none"> エコマーク認定品は、印刷の用紙を基準を満たす。 |
| ② オフセット印刷 ア. バイオマス含有したインキ（植物油インキ）であって、かつ芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 | <ul style="list-style-type: none"> 植物油インキマークは左記②アの基準を、NLマークは左記②イの基準を満たす。 |
| ③ デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 | |

2 配慮事項

- 判断の基準を満たす旨の表示（「再生紙使用マーク」、「植物油インキマーク」等）を印刷物へ行うこと。
- リサイクルの観点から次の紙、インキ類、加工資材を使用することが望ましい。




| | | |
|---|-----|-----------------------------------|
| 紙 | 普通紙 | アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙 |
| | 加工紙 | 抄色紙（A）／ファンシーペーパー（A）／樹脂含浸紙（水溶性のもの） |

| | | |
|--|-------|--|
| インキ類 | 通常インキ | 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ |
| | 特殊インキ | リサイクル対応型UVインキ／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性） |
| 加工資材 | 特殊加工 | OPニス |
| | 製本加工 | 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり |
| | 表面加工 | 光沢コート（ニス引き、プレスコート） |
| | その他加工 | リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙） |
| 注1 抄色紙、ファンシーペーパーは、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。 | | |
| 注2 難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シールは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。 | | |

・印刷の各工程において、次に示された環境配慮のための措置が講じられていることが望ましい。

| | |
|------|---|
| 製版工程 | ・デジタル化の推進 |
| 刷版工程 | ・アルミ基材の印刷版の再使用又はリサイクル |
| 印刷工程 | ・損紙等の古紙へのリサイクル ・VOC発生抑制対策（水なし印刷システムの導入、湿し水循環システムの導入、VOC対策型湿し水の導入、自動布洗浄導入、自動液洗浄の場合は循環システムの導入、VOC対策型洗浄材の導入、容器の密閉、VOC処理装置の設置） ・インク等の容器及び感光ドラム等の資材や部品等の再使用又はリサイクル |
| 表面加工 | ・損紙等の古紙へのリサイクル ・VOC発生抑制対策 |
| 製本加工 | ・損紙等の古紙へのリサイクル ・騒音・振動対策 |
| 製本納品 | ・製品包装・梱包の簡易化、リサイクル及び廃棄負荷の低減 |

V プラスチック製ごみ袋（1品目）

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|------------|--|
| V001 | プラスチック製ごみ袋 | ・国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。  |

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

・バイオプラスチックマーク25%以上配合品及びバイオマスマーク25%以上配合品は、原料配合率の基準を満たす。



W その他（1品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

| No. | 品目名 | 判断の基準等 |
|------|--------------------------------|---|
| W001 | 曇容器入り飲料 ※「S001 災害備蓄用飲料水」を除く | ・次の要件を満たすことで判断の基準を満たす。 ①ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ②容器包装の返却・回収が行われること。 |

※上記は容器に入った飲み物を提供する際に適用（会議出席者や講演会講師に飲み物を提供する場合などを想定）

【参考】

会議・イベント運営（役務）において、飲料を提供する場合の判断の基準の要件は次のとおり。

① ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。

② 繰り返し利用可能な容器等を利用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。

※ワンウェイのプラスチック製の容器等の解釈については、令和8年1月5日付け資循第288号「プラスチックごみ削減及び再資源化に向けた取組の徹底について（依頼）」を参照。

5 その他参考となる環境ラベル等

【A 紙類（コピー用紙及び情報用紙）】

- 古紙以外のバージンパルプ原料については、下記の森林認証マーク等が参考となる。



F S C森林認証制度



P E F C森林認証プログラム



間伐材マーク

【U 役務（印刷）】

- バタフライ CO₂ ロゴは、（一社）日本WPAの会員資格を取得した印刷会社が水なしオフセット印刷で製造した印刷物に表示できる。
- GPマークは、（一社）日本印刷産業連合会が制定した「グリーンプリンティング認定制度」（環境に配慮した印刷の総合認定制度）の基準を満たした印刷物に表示される。基準には、製造工程及び印刷資材（用紙、インキ、製本のり、表面加工材料）があり、スターの数が増えるほど印刷物の環境配慮の度合いが高いことを示している。



【定量的環境情報】

- 製品のライフサイクル全体にわたる定量的環境情報については下記のエコリーフマーク及びCFP（カーボンフットプリント）マークが参考となる。



エコリーフ



C F P